

このとり
カンパニー

障害者雇用

対応融資



中小企業向け県制度融資

少子化対策・障害者雇用支援貸付

をご利用ください！

ワーク・ライフ・バランス や 障害者雇用 に
取り組む中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 7,000万円

県の利子補給率
最大

0.47%

(信用保証 任意)

融資利率: 1.6%以内
(固定金利)

【融資期間】
最長10年間
(据置1年以内)



『このとりカンパニー』とは？

仕事と家庭の両立を図るための職場環境づくりや男女共同参画社会づくり等に積極的に取り組んでいる企業として、県に認証された企業、団体等をいい、個人事業主、会社、組合も対象になります。認証制度についてのお問い合わせは、県子ども未来課（電話 054-221-3485）へ。

Q：どのような目的に利用できるの？

A：このとりカンパニーは、通常の事業に必要な資金として利用できます。

一般事業主行動計画*の届け出をした事業者は、計画の実施のために必要な資金として利用できます。

(例) 多機能トイレの設置、授乳コーナーの設置 など

障害者の雇用を検討している事業者は、新たに障害者を常用雇用するために必要な資金として利用できます。

既に障害者を雇用している事業者は、障害者を常用雇用するために必要な資金として利用できます。

(例) 雇用する障害者が使用する機械の設置 など

*一般事業主行動計画とは、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備について事業主が策定し、静岡労働局長に届出するものです。

県制度融資は、県が金融機関に利子補給(年0.47%以内)することで、利用者が低利で融資を受けることができます。また、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安(▲0.15%~▲0.6%)になっています。

「少子化対策・障害者雇用支援貸付」の概要

(平成30年4月1日現在)

区 分	内 容
融 資 対 象 者	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合であって、次のいずれかに該当するもの ア 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの イ 『こうのとりにカンパニー』として認証を受けたもの ウ 新たに障害のある方を常用雇用するもの エ 障害者雇用率が2.0%を超えているもの
資 金 使 途	ア 一般事業主行動計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 イ こうのとりにカンパニーの事業に必要な設備資金及び運転資金 ウ 新たに障害のある方を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金 エ 障害のある方を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金
融 資 限 度 額	7,000万円
融 資 利 率 ※	所定金利(金融機関)：2.07%以内 利子補給率(県)：0.47%以内 融資利率(申請者負担)：1.6%以内
保 証 料 率 ※	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%～1.3%(有担保の場合0.1%割引) 「中小企業の会計に関する基本要領」に従って計算書類を作成している等の場合は、保証料率を年0.1%割引
融 資 期 間 (据 置 期 間)	10年以内(1年以内)
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担 保 及 び 保 証 人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/shou_000.html

※ 特別小口保証を利用する場合は、融資利率年1.5%以内、保証料率年0.7%となります。

- ・お申込は、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、
静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)



※本貸付は、国又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施している障害者の雇用に関する助成金と併用できます。

(助成金についてのお問い合わせ先)

【両立支援】静岡労働局雇用環境・均等室 (054-254-6320)

【障害者】静岡労働局職業対策課(054-271-9970)又は静岡高齢・障害者雇用支援センター(054-205-3307)